

所沢都市計画生産緑地地区の変更（所沢市決定）

- 1 所沢都市計画生産緑地地区中第 8 1 号生産緑地地区ほか 1 1 地区を次のように変更する。
- 2 所沢都市計画生産緑地地区中第 2 0 9 号、第 2 9 3 号、第 2 9 9 - 1 号、第 2 9 9 - 2 号、第 3 1 5 号及び第 3 6 8 号生産緑地地区を廃止する。
- 3 所沢都市計画生産緑地地区中第 4 4 1 号生産緑地地区ほか 2 地区を次のように追加する。

名 称			面 積	備 考
第	8 1	号生産緑地地区	約 0. 3 2 h a	
第	1 5 1 - 2	号生産緑地地区	約 1. 4 1 h a	
第	1 7 7	号生産緑地地区	約 0. 3 3 h a	
第	1 7 8	号生産緑地地区	約 0. 3 6 h a	
第	1 9 5 - 4	号生産緑地地区	約 0. 4 2 h a	
第	2 0 0	号生産緑地地区	約 0. 5 1 h a	
第	2 8 4 - 3	号生産緑地地区	約 0. 4 0 h a	
第	3 8 6 - 1	号生産緑地地区	約 0. 0 6 h a	
第	3 8 8 - 2	号生産緑地地区	約 0. 0 8 h a	
第	3 8 9 - 3	号生産緑地地区	約 0. 2 0 h a	
第	3 9 2	号生産緑地地区	約 0. 2 3 h a	
第	3 9 4 - 1	号生産緑地地区	約 0. 0 8 h a	
第	4 4 1	号生産緑地地区	約 0. 1 9 h a	
第	4 4 2	号生産緑地地区	約 0. 1 8 h a	
第	4 4 3	号生産緑地地区	約 0. 1 8 h a	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為制限の解除、土地区画整理事業地内の仮換地指定変更及び既決定の生産緑地地区に介在する農地の新たな指定などにより、所沢都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。